

議案第 5 1 号

スタジアム前歩道橋整備事業に関する施行協定

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 6 月 7 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、提案するものであります。

スタジアム前歩道橋整備事業に関する施行協定

スタジアム前歩道橋整備事業に関する道路施設の改良工事の施行のため、次のとおり協定を締結する。

- 1 協定の目的 スタジアム前歩道橋整備事業に関する道路施設の改良工事
- 2 協定の方法 随意契約
- 3 協定金額 324,449,280円
- 4 契約の相手方 新宿区西新宿2丁目7番1号
小田急第一生命ビル20階
公益財団法人東京都道路整備保全公社
理事長 浅川英夫
- 5 工期 協定締結の日から
平成32年3月31日まで
(平成30年度債務負担行為)

(参 考)

スタジアム前歩道橋整備事業に関する施行協定（案）

調布市（以下「甲」という。）及び公益財団法人東京都道路整備保全公社（以下「乙」という。）は、平成29年4月20日付け甲乙間で締結した「横断歩道橋点検及び補修・撤去事業に関する基本協定」（以下「基本協定」という。）第14条の規定により、次のとおり施行協定を締結する。

（委託業務の内容）

第1条 甲が乙に委託する業務（以下「委託業務」という。）の内容は、基本協定第5条に掲げる業務のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 「飛田給スタジアム前歩道橋」の補修工事に関する業務
- (2) 関係機関（道路管理者、交通管理者、競合工事業者、地元住民等）との調整補助業務
- (3) (1)の外部発注業務の調査、積算、起工、契約事務及び監理監督業務（公正性及び透明性の確保）

第2条 甲及び乙は、本協定による事業が公共事業であることに鑑み、公正性及び透明性の確保並びに適切な事業の執行に努めるものとする。

（秘密の保持）

第3条 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報その他秘密を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（委託業務の施行）

第4条 委託業務の施行にあたっては、本協定に定めるもののほか、各年度に委託する内容、費用、支払方法、その他必要と認める事項について、基本協定第7条に規定する年度協定（以下「年度協定」という。）を締結するものとする。

（委託費用）

第5条 委託業務に要する費用（以下「委託費」という。）は、別紙「委託費概算額調書」のとおり概算総額324,449,280円（消費税及び地方消費税の額を含む。）とし、甲が全額負担するものとする。

（委託期間）

第6条 委託業務の期間は、本協定締結の日から平成32年3月31日までとする。

（協定の変更等）

第7条 本協定を変更する必要がある場合は、その都度、当該協定の変更について甲及び乙で協議して定めるものとする。

2 本協定を解除する必要がある場合は、前項の規定を準用する。

（委託費の支払方法）

第8条 乙は、当該年度の委託費を請求するときは、資金使用計画書に基づき、請求書を甲へ速やかに提出するものとする。

2 甲は、乙から当該年度の委託費の請求があったときは、年度協定に基づき、概算払の方法により当該請求のあった委託費を乙に支払うものとする。

（委託完了の確認）

第9条 乙は、当該年度の委託業務の完了後、速やかに甲の確認を受けるものとする。

（委託費の精算及び確定）

第10条 乙は、当該年度の委託費について、前条の規定による完了の確認を受けたのち、速やかに委託費精算書を甲に提出するものとする。

2 甲は、前項に規定する委託費精算書を確認し、当該年度の委託費を確定するものとする。

3 乙は、当該年度の委託費確定後、速やかに精算するものとする。

（損害負担）

第11条 天災その他不可抗力によるもの及び甲に起因する損害は甲が、乙に起因する損害は乙が負担するものとする。

2 乙が委託業務により第三者に損害を及ぼした場合は、前項の規定を準用する。

（報告及び調査）

第12条 甲は必要があると認めるときは、乙に対し、資料及び成果の提出を求め、また、調査を行うことができるものとする。

(協議)

第13条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度甲乙間で協議して別途定めるものとする。

以上、協定締結の証として、本書を2通作成し、甲及び乙で記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

調布市小島町2丁目35番地1

甲 調布市

代表者 調布市長 長 友 貴 樹

新宿区西新宿2丁目7番1号

乙 小田急第一生命ビル20階

公益財団法人東京都道路整備保全公社

理事長 浅 川 英 夫

委託費概算額調書

業 務 内 容		数 量(式)	金 額 (円)
施行業務費	補修工事費	1	304,745,760
	調整業務費	1	1,620,000
	管理等事務費	1	18,083,520
	施行業務費計		324,449,280
委託費合計			324,449,280
(うち消費税相当額)			24,033,280